笛吹川都市計画道路中、 3・3・6号 甲府バイパス (国道20号) を次のように変更する。

	名 称			位 置			区域					
種別	番号	<u>1.</u> 7	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄 道等との交差の構造	備考
	3 • 3 • 6		甲府バイパス(国道 20号)	笛吹市石和町四日市 場	笛吹市石和町広瀬		1, 340 m	地表式	4車線	22m	・幹線街路甲府外郭環状 道路東区間と立体交差 ・幹線街路との平面交差 1箇所	起点変更 延長変更
幹線	車線の数の内訳			4車線			1, 340m					
街路		構造	5形式の内訳	全区間			1, 340 m	地表式	4車線	22 m		
			その他	廃止区間は起点側の1,640m								

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由

甲府バイパス(国道20号)は、笛吹市マスタープランにおいて、広域的幹線街路であり、現在計画決定されている部分のうち、疾風橋〜石和橋西交差点区間は整備済みとなっている。未整備区間となっている八田交差点〜石和橋西交差点までは、「県道小石和市部線」として整備されており、市マスタープランにおける主要幹線道路(都市連携道路)としての規格・機能を十分満たしている。また、交通量推計においても混雑度が低いこと、将来交通容量は十分満たされていることにより、周辺道路や、環境面に与える影響も低い。このことから、現況道路により道路ネットワークの機能を十分満たしているため八田交差点〜石和橋西交差点までの区間を「廃止」とする。

【笛吹川都市計画道路変更新旧対照表】

3・3・6号 甲府バイパス (国道20号)

〈新〉

		名 称			位 置			区域構造					
種別	子自	Z	号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	년 E	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	備考
幹線街路	3 • 3	• 6)	甲府バイパス(国道 20号)	笛吹市石和町四日市場	笛吹市石和町広瀬		1,340m	地表式	4車線	22 m	・幹線街路甲 府外郭環状道 路東区間と立 体交差 ・幹線街路と の平面交差1箇 所	起点変更延長変更
路		車線の数の内訳			4車線		1,340m						
		構造形式の内訳		造形式の内訳	全区間		1,340m	地表式		22 m			
		その他			廃止区間は起点側の1,640m								

〈旧〉

				名 称		位 置		区域		構	造		
利另	重川	番 -	号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	hg 모	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	備考
草糸名	2 全泉 訂各	· 3 · 6		甲府バイパス(国道 20号)	笛吹市石和町市部	笛吹市石和町広瀬	笛吹市石和 町窪中島、 四日市場	2, 980m	地表式	4車線	22 m	・幹線街路甲 府外郭環状道 路東区間と立 体交差 ・幹線街路と の平面交差1箇 所	
E	各 _	車線の数の内訳			4車線			2,980m					
		構造形式の内訳			全区間			2,980m	地表式		22 m		
		その他											

計 画 説 明 書

都市計画区域名	笛吹川都市計画区域	市町村名	笛吹市
件 名	笛吹川都市計画道路の変更(↓ 3・3・6号 甲府バイパス(
計画の内容	3・3・6号 甲府バイパス(国 延 長:2,980m 構造規格:第4種第1級 設計速度:60km 車線数:4車線 幅 員:22m 最小曲線半径:∞ 最急縦断勾配:0.5% 計画交通量:R12年 約345 変更の内容:起点側の1,640	(百台/日)	
	現笛吹川都市計画道路は、高どを背景に計画決定され、区画きた。しかし、最近の人口減少急激に進んでいる現状により、が生じている。このことを踏る将来像や都市構造における既然将来交通需要への対応、既存置し、笛吹川都市計画道路見直し	画整理事業、街 シ、少子高齢化 都市計画道路の まえ、マスター や定路線の位置で 各線を含めた道	など社会情勢の大きな変化がの位置付けや必要性にも変化プラン等の上位計画における付け、まちづくりとの整合や路ネットワークなどを再検討
	甲府バイパス(国道20号)に 幹線街路であり、現在計画決定 交差点区間は整備済みとなり 業計画が変更となり笛吹川を設備 が変更となる八田交差に 備区間として整備とれて整備 部線」として整備規 として整備規 としてを がであり、機能を り、 り、 り、 り、 り、 がでの として の に り、 り、 り に り に り に り に り に り に り に り に	Eされている部点 でいる。 ででででででいる。 でででででででででいる。 ででででででいる。 ででででででいる。 ででででででいる。 ででででいる。 でででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 でいる。	画決定後、国道20号の道路事整備が進められたため、未整差点までは、「県道小石和市おける主要幹線道路(都市連いる。また、交通量推計にお分満たされていることによってのことから、現況道路に
経緯	(変 更) H23. 3. 24 山梨県 (変 更) R3. 12. 16 山梨県	県告示182号 県告示138号(名 県告示312号 環状道路との交換	: 新変更) 差点に右折車線追加)
土地利用状況	(廃止予定区間) 宅地 約0.7ha 農地 約0.1ha その他 約0.6ha		
11 未 化县 、层	【法53条の適用関係】許可件数 廃止にあたり都市計画法53% 対しての説明等が課題となるが 解を得られている。	そに規定する建 額	築許可、セットバック箇所に は十分な説明を行うことで理
その他			